

「甲府市一般廃棄物処理基本計画」策定業務委託仕様書

第1章 総則

第1 業務の目的

本業務は、甲府市（以下「甲」という。）における一般廃棄物の処理・処分を適正推進するために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定する計画であり、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画から構成される「一般廃棄物処理基本計画」の策定を行うことを目的とするものである。

本市の「甲府市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、平成19年3月に策定され、平成26年3月に見直しを行い、「生活排水処理基本計画」は、平成18年2月に策定され、両計画とも令和2年度をもって終了するため、今回、新たな計画について策定を行うものである。

なお、今回策定する計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

第2 業務の内容

業務の内容は次のとおりとする。

『甲府市一般廃棄物処理基本計画策定業務』

甲府市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、平成26年の改定後6年を経過し、その間、社会経済情勢の変化、法律制度の改正、行政施策の変化、甲府・峡東クリーンセンターの稼働があることから、その点検、評価を行い、その結果を反映させることで新たな計画を策定する。

生活排水処理基本計画は、廃棄物処理をめぐる今後の社会、経済情勢等を勘案した上で、生活排水の適正処理等について合理的かつ適切な施策を検討し、新たな計画を策定する。

なお、一般廃棄物処理基本計画の策定は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日衛環第200号）に基づき行う。

また、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」（SDGs: Sustainable Development Goals）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を計画に取り入れること。

業務の詳細については、第3章第13項、第14項を参照のこと。

第3 業務の履行期間

契約日から令和3年3月26日まで

第4 対象地域

計画の対象地域は甲府市とする。

第2章 一般事項

第5 関係法令の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、業務の遂行にあたり、関係法令、指針、通達等を調査熟知し、業務内容に不備のないようにしなければならない。

第6 資料等の貸与

乙は、業務の遂行にあたり、甲が保有している資料等が必要な場合は、甲に申し出て貸与を受けるものとする。乙は、業務が完了した時は速やかに甲に返却するものとする。

第7 主任技術者の選任

乙は、業務の遂行にあたり、主任技術者を選任すること。主任技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理）の資格を有する者を選任すること。

第8 機密保持と中立の義務

乙は、業務の遂行上、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立を保たなければならない。

第9 協議及び議事録

乙は、業務遂行にあたり必要に応じ、甲と協議を行うとともに関係諸官庁にも照会等を行い、目的達成に努めるものとする。また、乙は、協議した場合はその内容を記録し、報告するものとする。

第10 疑義

設計書、仕様書等に疑義が生じた場合は、甲乙両者協議し決定するものとするが、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

第11 成果品

乙は業務が完了した時は、次のものを成果品として甲に提出するものとする。

- ①原稿・・・・・・・・・・1部
- ②磁気記録媒体・・1部（CD-ROM又はDVD-ROMで、ウィルスチェック済のもの）
- ③完成品・・・・・・・・・・（i）一般廃棄物処理基本計画
A4版 くるみ製本 50部
（ii）一般廃棄物処理基本計画（概要版）
A4版 くるみ製本 50部

第12 その他

本仕様書は、業務の概要を示すものであるから、本仕様書に明記のない事項であっても必要なものについては業務として実施するものとする。

第3章 業務の詳細内容

第13 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定業務について

計画の策定にあたっては、次の事項について行うこととするが、「第六次甲府市

総合計画」「第二次甲府市環境基本計画」等との整合性を図るとともに、国、県、関係を有する他の市町村のごみ処理基本計画との調和を図ることとする。

1 ごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理

次に示す事項について現況調査等を実施し、地域の特性を把握するものとする。

①基礎的事項

(i) ごみ処理量実績の整理

(ii) 類似市町村との比較

②ごみの発生量の実績及びその性状

家庭系ごみ、事業系ごみについてそれぞれ直営、委託、許可、直接搬入の別に経年的に、かつ詳細に把握する。

(i) ごみの種類別（粗大ごみ、特別管理一般廃棄物等の区分を含む。）の発生量

(ii) ごみの性状（組成、ごみの発熱量を含む。）

③ごみの減量化・再生利用の実績

次の項目について実績を把握する。

(i) 市による資源となるごみの分別収集

(ii) 粗大ごみからの資源回収

(iii) 住民団体による集団回収

(iv) 事業者等による資源回収

(v) 厨芥のコンポスト化等

④ごみ処理の実績

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分等の状況について実績を把握・整理する。

⑤ごみ処理体制

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る運営・維持管理体制、ごみ処理に係る財政及び処理コスト等について把握・整理する。

⑥ごみ処理フロー

直近年の実績をフローチャート等で図示し、一般廃棄物処理システムを分かりやすい形で整理する。

⑦ごみ処理技術の動向

ごみ処理技術の動向について把握する。

⑧関係市町村の動向

関係市町村の動向、連携について把握する。

⑨地域の関係法令等

廃棄物処理法をはじめ、条例、都市計画関係法令、環境保全関係法令等を遵守する。

2 ごみ処理基本計画の策定

基本計画は、次の事項について定めるものとする。

(1) 計画策定の趣旨

- ①計画策定の目的
 - ②計画の位置づけ
 - ③計画区域
 - ④計画目標年次
 - ⑤基本計画の構想
- (2) 本市の概況
- ①人口動態・分布
 - ②市街地・集落等の動向
 - ③産業の動向
 - ④土地利用状況
 - ⑤将来計画（開発計画等）
- (3) ごみの発生量及び処理量の見込み
- 計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量の見込みは、将来人口の予測、排出抑制及び集団回収等による減量効果、自家処理量等の見込み、他の市町村への搬出等を勘案して、ごみの種類別に定める。
- (4) ごみの排出抑制のための方策に関する事項
- 市、住民及び事業者において講ずべき方策について、それぞれ定めるものとする。
- ①市における方策
 - (i) 教育、啓発活動の充実
 - (ii) 手数料の徴収
 - (iii) 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底
 - (iv) 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
 - (v) 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等
 - ②住民における方策
 - (i) 住民団体による集団回収の促進等
 - (ii) 厨芥のコンポスト化
 - (iii) 過剰包装の自粛
 - (iv) 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
 - ③事業者における方策
 - (i) 発生源における排出抑制
 - (ii) 過剰包装の抑制
 - (iii) 流通包装廃棄物の排出抑制
 - (iv) 使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進
 - (v) 再生品の使用促進等
- (5) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- 再生利用に配慮した分別の区分を定め、計画的な分別、再生を進める方策を検討する。

(6) ごみの適正な処分及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理の方法及び当該処理の方法ごとの処理主体について定める。

①収集・運搬計画

分別の区分等を勘案して収集形態、収集回数及び収集体制について検討する。

②中間処理（再生を含む）計画

排出抑制及び再生利用の効果、分別収集における処理対象ごみの性状、分別区分の変更等を勘案し、中間処理の対象とするごみの量及び質を検討・予測する。

③最終処分計画

ごみの排出抑制、資源化・再生利用、焼却等の中間処理等によるごみ減量化等を勘案し、最終処分の対象とするごみの量及び質を検討・予測する。

(7) ごみ処理施設の整備に関する事項

施設の種類ごとに施設能力、処理方式等を定める。

(8) その他のごみ処理に関し必要な事項

①廃棄物減量等推進審議会の設置・審議事項、廃棄物減量等推進員の委嘱・活動、事業者の協力内容、廃棄物再生事業者の協力内容等について方針を定める。

(i) 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員

減量化対策を実効あるものとするため、これらの制度の積極的活動を検討する。

(ii) 事業者の協力

製造者等に対して協力を求める内容を検討する。

②災害発生時における、安心・安全な廃棄物処理体制を確立する。

東日本大震災の教訓を踏まえて、災害（震災、風水害、火山噴火等）発生時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立について検討する。

（「甲府市地域防災計画」、「甲府市災害廃棄物処理計画」に基づいて、迅速かつ適切な対応をはかる。）

③感染症発生時における、安心・安全な廃棄物処理体制を確立する。

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて、新型コロナウイルス等の感染症流行時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立について検討する。

④不法投棄・不適正処理への防止等必要なその他の計画を整理する。

第14 生活排水処理基本計画の策定業務について

計画の策定にあたっては、長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものとする。なお、甲府市上下水道局所管の「甲府市汚水処理整備計画」との整合性を図ることとする。

1 生活排水処理基本計画に関する基礎資料等の収集・整理

基礎的事項として計画処理区域内の生活排水処理に係る諸条件について整理す

る。

①生活排水の排出及び処理の状況

生活排水の排出及び処理の状況を詳細に把握する。

- (i) 生活排水の処理体系
- (ii) 生活排水の排出状況
- (iii) 生活排水処理率

②し尿・汚泥処理の状況

次の項目について実績を把握する。

- (i) 収集区域の範囲
- (ii) 収集運搬の方法
- (iii) 収集実績
- (iv) 下水道整備状況の整理
- (v) 生活排水処理形態別人口の実績整理

③生活排水処理に係る問題点

生活排水処理の実績をもとに問題点を抽出する。

2 生活排水処理計画基本方針

基本方針は、次の事項について定めるものとする。

(1) 計画の策定の趣旨

- ①計画策定の目的
- ②計画の位置づけ

(2) 本市の概況と将来構想

- ①水環境、水質保全に関する状況
- ②将来計画（開発計画等）

(3) 基本方針の設定

「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」の観点から、生活排水処理に係る理念、達成目標及び生活排水処理施設整備の基本方針を踏まえ、重点的に取り組むべき施策を明らかにする。

(4) 目標年次の設定

本計画の計画目標年次は、今後10年の期間とし、基本施策について方向付けを行う。また、必要に応じ中間年次を設ける。

(5) 計画処理区域の設定

本計画の対象とする区域を明らかにする。

(6) 生活排水の処理主体

計画目標年次における生活排水処理の区分別に処理主体を明確にする。

(7) 生活排水処理の目標設定

生活排水処理に係る理念、目標を達成するための生活排水処理の目標を設定する。

(8) 生活排水処理の区域及び人口の設定

人口の・社会動態等を踏まえて生活排水を処理する区域の設定及び人口推計を実施する。

(9) 施設整備計画

生活排水処理施設の種類ごとに、その整備計画を明らかにする。

(10) 生活排水の処理計画

生活排水の処理計画のまとめとして処理形態人口を整理する。

(11) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理について実績を把握するとともに、生活排水対策を考慮したし尿及び浄化槽汚泥の処理計画を定める。

①収集運搬計画

収集運搬に関する目標、収集運搬の方法及び量を整理する。

②中間処理計画

中間処理計画に関する目標、収集運搬の方法及び量を整理する。

③最終処分計画

最終処分計画に関する目標、最終処分の方法及び量を整理する。

④資源化有効利用計画

資源化有効利用に関する目標、資源化有効利用の方法及び量を整理する。

第4章 廃棄物減量等推進審議会に係る業務

第15 廃棄物減量等推進審議会で、本計画内容について検討を加える。審議会について、以下の支援を行うこととする。

1 開催回数及び内容

「甲府市一般廃棄物処理基本計画策定（案）」の審議（計画策定の趣旨・目的・目標）、「甲府市一般廃棄物処理基本計画策定（素案）」の審議、「甲府市一般廃棄物処理基本計画策定（案）」の報告の計3回を想定。

2 支援内容

審議会の資料作成、審議会への出席及び検討内容や資料についての助言を行う。

第5章 パブリックコメントに係る業務

第16 計画策定にあたり、パブリックコメント手続きを実施するため、以下の支援を行うこととする。

1 公開資料の作成及び準備

2 質問、意見の取りまとめ、回答案の作成